



相続法改正

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼

(函館弁護士会所属)



■平成30年7月に、相続に関する法律の見直しが行われ、そこで成立した新しいルールは本年1月から順次施行されています。今回は、その中から、令和元年7月1日付けで施行される新たなルールである「特別の寄与の制度」についてご紹介します。

■たとえば、亡くなった方(被相続人)の長男の妻が、被相続人の生前に被相続人の介護をしていた場合であっても、これまでの相続法によると、長男の妻には相続権がないために、被相続人の相続財産の分配を受けることはできませんでした。

■今回の法改正では、このような不公平を解消するために、無償で被相続人の介護や看病に貢献していたと認められる親族については、相続の開始後、相続人に対して特別寄与料を請求できることとする新たなルールが導入されました。これが「特別の寄与の制度」です。

■この新制度以外にも、今回の改正では、遺言の方式に関する改正や、遺産分割の対象となる預貯金の払い戻しに関する新しいルールの創設などが行われています。相続法は、皆さんにとって大きな関わりがある法律かと思えますので、この機会にぜひ一度チェックされてみてはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、今回紹介した相続に関するご相談をはじめ、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅等への出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

7月11日(木)~20日(土)夏の交通安全運動の実施

~「ム」チャするな「ジ」カンにゆとり「コ」コロのよゆう~

【運動期間】7月11日(木)~20日(土)の10日間(7月13日(土)は飲酒運転根絶の日)

- 【重点運動】
- ・飲酒運転の根絶
 - ・子どもと高齢者の交通事故防止
 - ・スピードダウンと居眠り運転の防止

【夏季の交通事故防止のポイント】

7月は、観光やレジャーが最盛期を迎え、活動範囲が広くなることから、暑さや長距離運転による疲労等が重なって注意力が散漫となり、居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故が増加する傾向にあります。

- ・暑さや疲れによる集中力の低下に十分注意し、眠気を感じたら直ちに休憩を取りましょう。
- また、長時間運転をする際は、2時間おきに休憩しリフレッシュしましょう。
- ・スピードの出し過ぎ、無理な追い越しは絶対にやめましょう。
- ・車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを締めましょう。

【知っていますか?北海道自転車条例!】

自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。

万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110